

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

平成 18 年 3 月 22 日	国自保第 1347 号
平成 19 年 3 月 23 日	国自保第 1556 号
平成 20 年 3 月 14 日	国自保第 1250 号
平成 21 年 3 月 10 日	国自保第 966 号
平成 22 年 3 月 19 日	国自保第 1049 号
平成 23 年 3 月 25 日	国自保第 1190 号
平成 24 年 3 月 30 日	国官参自保第 705 号
平成 25 年 5 月 22 日	国官参自保第 135 号
平成 26 年 3 月 26 日	国官参自保第 928 号
平成 27 年 3 月 27 日	国官参自保第 873 号
平成 27 年 6 月 3 日	国官参自保第 128 号
平成 28 年 3 月 31 日	国官参自保第 835 号
平成 29 年 3 月 31 日	国官参自保第 861 号
平成 30 年 3 月 30 日	国官参自保第 679 号
平成 31 年 3 月 28 日	国官参自保第 722 号
令和元年 12 月 11 日	国官参自保第 511 号
令和 2 年 4 月 15 日	国官参自保第 33 号
令和 3 年 3 月 29 日	国官参自保第 638 号
令和 4 年 6 月 14 日	国官参自保第 103 号
令和 4 年 12 月 16 日	国官参自保第 402 号
令和 5 年 3 月 30 日	国官参自保第 530 号
令和 6 年 1 月 9 日	国官参自保第 393 号
令和 6 年 3 月 29 日	国官参自保第 557 号
令和 7 年 1 月 8 日	国官参自保第 450 号
令和 7 年 3 月 31 日	国官参自保第 585 号
令和 8 年 2 月 10 日	国官参自保第 403 号
令和 8 年 3 月 31 日	国官参自保第 523 号

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、自動車事故相談及び示談あつ旋事業、自動車事故被害者支援体制等整備事業、交通遺児育成基金事業、介護料

支給業務、回収不能債権の補填業務及び相談支援実施料支給業務（以下「各補助金事業等」という。）に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和 55 年 9 月 12 日付け自保第 151 号）第 21 条（実施要領）に基づき、実施細目を定めるものである。

1．実施細目及び様式等

各補助金事業等における実施細目及び様式等は、以下のとおりそれぞれの事業ごとに定める。

- (1) 自動車事故相談及び示談あっ旋事業
- (2) 自動車事故被害者支援体制等整備事業
- (3) 交通遺児育成給付金支給事業
- (4) 介護料支給業務
- (5) 回収不能債権の補填業務
- (6) 相談支援実施料支給業務

附 則

1．平成 17 年 3 月 30 日国自保第 1797-2 号以前の自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領は平成 18 年 4 月 11 日をもって廃止する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日 国自保第 1347 号）

1．この実施要領は、平成 18 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日 国自保第 1556 号）

1．この実施要領は、平成 19 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日 国自保第 1250 号）

1．この実施要領は、平成 20 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 10 日 国自保第 966 号）

1．この実施要領は、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日 国自保第 1049 号）

1．この実施要領は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日 国自保第 1190 号）

1．この実施要領は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 国官参自保第 705 号）

1．この実施要領は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 22 日 国官参自保第 135 号）

1．この実施要領は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日 国官参自保第 928 号）

1．この実施要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日 国官参自保第 873 号）

1．この実施要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 3 日 国官参自保第 128 号）

1．この実施要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 国官参自保第 835 号）

1．この実施要領は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 国官参自保第 861 号）

1．この実施要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 国官参自保第 679 号）

1．この実施要領は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日 国官参自保第 722 号）

1．この実施要領は、平成 31 年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年 12 月 18 日国官参自保第 538 号）

1．この実施要領は、令和元年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2．自動車事故医療体制整備事業のうち在宅生活支援環境整備事業に係る申請であって、補助対象事業が完了する日が令和元年 12 月 31 日以前のものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 15 日国官参自保第 33 号）

1．この実施要領は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日国官参自保第 638 号）

1．この実施要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 6 月 14 日国官参自保第 103 号）

1．この実施要領は、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 12 月 16 日国官参自保第 402 号）

1．この実施要領は、令和 4 年 12 月 16 日から適用する。

（経過措置）

2．この実施要領の適用前に完了した事業に係る補助事業の交付申請については、実施要領の改正前の規定により行うことができる。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日国官参自保第 530 号）

1 . この実施要領は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 9 日国官参自保第 393 号）

1 . この実施要領は、令和 6 年 1 月 9 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日国官参自保第 557 号）

1 . この実施要領は、令和 6 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 7 年 1 月 8 日国官参自保第 450 号）

1 . この実施要領は、令和 7 年 1 月 8 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日国官参自保第 585 号）

1 . この実施要領は、令和 7 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 2 月 10 日国官参自保第 403 号）

1 . この実施要領は、令和 8 年 2 月 10 日から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日国官参自保第 523 号）

1 . この実施要領は、令和 8 年度の補助金から適用する。

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故相談及び示談あっ旋事業)

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、自動車事故相談及び示談あつ旋事業に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(被害者保護増進等事業費補助金交付申請書)

1. 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故相談及び示談あつ旋事業」と記入すること。
- (2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙1 年度自動車事故相談及び示談あつ旋事業計画書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。
- (3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙2 年度自動車事故相談及び示談あつ旋事業経費所要額調書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙1 年度自動車事故相談及び示談あつ旋事業経費報告書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。
- (2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙2 年度自動車事故相談及び示談あつ旋事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

年度 自動車事故相談及び示談あつ旋事業経費所要額調書

(単位:円)

区 分	事業経費			国の補助金額	補助対象事業者 負担額	備 考
	総額	うち補助対象外	補助対象経費			
事故相談事業	弁護士謝金					
	事務委託費					
	事務費					
	広報費					
	小 計					
示談あつ旋事業	弁護士謝金					
	事務委託費					
	事務費					
	広報費					
	小 計					
電話相談事業	弁護士謝金					
	事務委託費					
	事務費					
	広報費					
	小 計					
相談員等研修事業	会場費					
	旅 費					
	講師謝金					
	テキスト					
	雑 費					
高次脳機能障害相談事業	小 計					
	弁護士謝金					
	事務委託費					
	事務費					
	講師謝金					
	旅 費					
	テキスト					
	雑 費					
	会場費					
	広報費					
小 計						
合 計						

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

（自動車事故被害者支援体制等整備事業）

(通則)

第 1 条 自動車事故被害者支援体制等整備事業に係る補助金 (以下「本補助金」という。) の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第 2 条 本補助金は、次に掲げる要件を満たすもの (以下「補助対象事業者」という。) を交付対象とする。

- 一 日本に拠点を有していること
- 二 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- 三 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- 四 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- 五 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること
- 六 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象事業の範囲は、事業対象経費の区分 (業務管理費を除く。) ごとに定める被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施細目 (別紙 1 ~ 6) に定める補助対象経費とする。

2 事業対象経費のうち、業務管理費については、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷製本費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、その他事業を行うために必要と認められるものとする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- 一 建物等施設に関する経費
- 二 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等 (机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)

- 三 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等はこの限りではない。）
- 四 その他事業に関係ない経費

（補助率及び間接補助額）

第4条 補助対象事業者に対する補助金の交付に係る補助率及び間接補助額については、次のとおりとする。

- 一 補助率 定額
- 二 間接補助額 次に掲げる額とする。
- イ 自動車事故被害者受入環境整備事業 4億775万円の範囲内
- ロ 短期入院協力事業 1億3,144万円の範囲内
- ハ 短期入所協力事業 1億1,402万円の範囲内
- ニ 社会復帰促進事業 1億200万円の範囲内
- ホ 在宅療養環境整備事業 2億1,962万円の範囲内

（被害者保護増進等事業費補助金交付申請書）

第5条 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故被害者支援体制等整備事業」と記載すること。
- 二 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付すること。
- 三 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業提案書のとおり」と記載し、別紙に必要事項を記載して添付すること。
- 四 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載すること。

（補助対象事業実績報告書）

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体

制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金見込額の合計額を記載すること。

三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業実施・経費報告書のとおり」と記載すること。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）
実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、次の表の左欄に定める種類ごとに、中欄に定める設置根拠等及び右欄に定める交付要件を満たす事業所（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

種類	設置根拠等	交付要件
共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業者	一 自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第二級以上に該当する者（以下「重度後遺障害者」という。））を補助を受けようとする国の会計年度に受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。
施設入所支援	障害者総合支援法第5条第11項に規定する「施設入所支援」を行う事業者	二 事業を効率的かつ確実に実施することができる間接補助事業者であること。

2 間接補助事業者の開設（増設又は既存施設の増床を含む。以下同じ。）に要する補助対象経費（以下「新設等支援費」という。）のうち、重度後遺障害者の受け入れに関する従業員の雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入に係る経費（以下「人材雇用費」という。）又は間接補助事業者の開設次年度以降に要する補助対象経費（以下「継続支援費」という。）のうち、当該従業員の継続雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入に係る経費（以下「人材継続雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次の各号に掲げる要件を満たす間接補助事業者を交付対象とする。

- 一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数（人員配置基準）を超えた右欄に掲げる区分の従業者及び派遣労働者（以下「従業者等」という。）を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	世話人 生活支援員
施設入所支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員

- 二 次に掲げるいずれかの要件を満たす間接補助事業者であること。

- イ 医師又は看護師若しくは准看護師を補助を受けようとする国の会計年度に置いていること。
- ロ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条第1号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者等又はそれと同等と認められる従業者等を補助を受けようとする国の会計年度に置いていること。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 新設等支援費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、新設等支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業者の雇用に係る経費（開設1ヶ月前から当該年度の間要する給与総支給額及び賞与並びに間接補助事業者が負担する法定福利費（派遣労働者にあつては、派遣会社への総支払額））	1 / 2（利用者のうち重度後遺障害者の割合が8パーセント以上の場合は定額）
施設支援費	重度後遺障害者を受け入れるために必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（第3項並びに第4項に規定する要件を満たすものに限る。）	

求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費(原則として、契約価格10万円以上とする。) (就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの。)
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費

- 2 継続支援費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、継続支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材継続雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業者の継続雇用に係る経費(当該年度の間 に要する給与総支給額及び賞与並びに間 接補助事業者が負担する法定福利費(派 遣労働者にあつては、派遣会社への総支 払額)から処遇改善加算等の給付額及び 間接補助事業者負担による賃金改善額を 除く額) なお、間接補助事業者は処遇改善加算等 を取得していること。	1 / 2 (利用者のうち 重度後遺障害者の割合 が8パーセント以上の 場合は定額)
施設支援費	重度後遺障害者の受け入れ及び生活の質 の向上に必要となる介護器具・用具等の 導入に要する経費(第3項並びに第4項 に規定する要件を満たすものに限る。)	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報 の発信に要する経費(原則として、契約 価格10万円以上とする。) (就職情報サイト掲載料、職業紹介手数 料、新聞広告、パンフレット等の作成 費、その他求人情報の発信を主目的と	

	した経費で国土交通省が認めるもの。)	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

- 3 施設支援費の介護器具・用具等には送迎等に使用する福祉車両(重度後遺障害者の乗降・移動をサポートするために特別に設計・改造された自動車をいう。以下同じ。)も含むこととし、福祉車両購入経費の補助額は、第1項または第2項の補助率によらず、1台あたり30万円とする。
- 4 施設支援費の対象となる補助対象事業の範囲等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 共同生活援助又は施設入所支援サービスを利用中若しくは今後利用見込みの重度後遺障害者の生活の質の向上に資するものであること。
 - 二 間接補助事業者において、既に同類の介護器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。
 - イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したこと(本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等については、減価償却期間及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間が経過したこと。)に伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。
 - ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。
 - 三 原則として、単一取得価格(複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格)が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。ただし、リースの場合にあってはこの限りでない。
 - 四 介護器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。
- 5 人材雇用費及び人材継続雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 人材雇用費の対象者は当該年度中に新たに雇用した従業員の雇用に係る経費(派遣労働者にあっては、当該年度中に新たに間接雇用した派遣労働者の受入れに係る経費)とする。
 - 二 人材継続雇用費の補助対象人数は、当該間接補助事業者が受け入れている重度後遺障害者の人数と同数を上限とする。
- 6 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者(以下「有

料職業紹介事業者」という。)に対して同法第 32 条の 3 第 1 項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

- 7 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて行うものとする。

（補助上限額及び申請の打ち切り）

第 4 条 補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあつては、1 間接補助事業者につき 1,500 万円を補助上限額とする。
- 二 継続支援費にあつては、1 間接補助事業者につき、1,000 万円を補助上限額とする。
- 三 前 2 号の規定にかかわらず、本補助金の公募及び交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は公募及び交付申請の打ち切りを行うことがある。

（間接補助事業の選定における優先順位）

第 5 条 第 2 条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で間接補助事業者を選定するものとする。

- 一 当該年度中に重度後遺障害者が初めて入所する具体的な見込みがある間接補助事業者
- 二 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、当該年度中に具体的な新たな利用の見込みがある間接補助事業者
- 三 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）に係る補助金の交付を受けたことがない間接補助事業者
- 四 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）に係る補助金の交付を受けたことがある間接補助事業者（この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。）

（間接補助事業の実施期間）

第 6 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（間接補助事業の成果及び効果の検証並びに報告）

第 7 条 間接補助事業者は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

(支給の制限)

第 8 条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）
実施細目

（通則）

第 1 条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第 2 条 本補助金は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた病院であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去 3 カ年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 短期入院協力病院

イ 短期入院協力病院として国土交通省の指定を受けていること。

ロ 第 3 条に規定する補助対象経費のうち、入院施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者（以下「重度後遺障害者」という。））の短期入院を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

二 重点支援病院

前号の要件を満たし、意欲的にリハビリを提供する重点支援病院として国土交通省の指定を受けていること。

（補助対象経費）

第 3 条 前条第 1 号の短期入院協力病院に該当する者に対する本補助金の補助対象経費は、次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 入院施設支援費

イ 短期入院する重度後遺障害者の看護・リハビリテーション等に有効なものであること。

ロ 重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、新たに必要となる医療器具・用具等であること。

ハ 医療器具・用具等には送迎等に使用する福祉車両（重度後遺障害者の乗降・移動をサポートするために特別に設計・改造された自動車という。）も含むこととし、福祉車両

購入経費の補助額は、第4条第1項第1号イまたは口の補助率によらず、1台あたり30万円とする。

ニ 間接補助事業者において、既に同類の医療器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 既存の医療器具・用具等の減価償却期間が経過したこと（本補助金の交付を受けて導入した当該医療器具・用具等については、減価償却期間及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間が経過したこと。）に伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の質の向上が必要であること。

(2) 既存の医療器具・用具等と同類の医療器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者の短期入院を受け入れるため、当該医療器具・用具等の数量の増加が必要であること。

ホ 原則として、単一取得価格（複数の医療器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。ただし、リースの場合にあってはこの限りでない。

ヘ 医療器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

二 利用促進等事務費

イ 重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等（以下「研修等」という。）の参加及び開催に要する経費（以下「研修等経費」という。）

ロ 重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費（以下「備品類導入費」という。）

ハ 短期入院の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費（以下「広報活動費」という。）

ニ 短期入院前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入院計画表の作成等に係る経費（以下「短期入院プラン作成費」という。）

ホ 重点支援病院間における意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費（以下「意見交換会実施費」という。）

（補助率及び補助上限額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 第2条第1号の短期入院協力病院に該当する者に対する本補助金の補助率及び補助上限額については、次のとおりとする。

一 前条第1号に規定する入院施設支援費にあっては、次に掲げる医療器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、間接補助事業者に別途通知する額を補助上限額とする。

イ 重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために一般的に使用する医療器具・用具等であって、次の表に掲げるもの 定額

特殊浴槽
車椅子
介護用椅子
介護用ベッド
床ずれ予防対策用具
移乗・体位交換補助用具
移動用リフト
監視カメラ装置
意思伝達装置
痰吸引装置
特殊尿器
医用テレメーター
姿勢保持訓練器具
パルスオキシメーター
各種リハビリ機器

ロ イに該当しない医療器具・用具等のうち重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために使用するものであって、国土交通省が認めるもの 1 / 2

二 前条第 2 号に規定する利用促進等事務費にあつては、補助率を定額とし、補助上限額は当該年度の予算の範囲内とする。

2 第 2 条第 2 号の重点支援病院に該当する者に対する本補助金の補助率は定額とし、補助上限額は、第 1 号及び第 2 号にあつては 1 間接補助事業者につき合計 11,000 千円を上限とし、第 3 号にあつては、当該年度の予算の範囲内とする。

一 入院施設支援費

二 利用促進等事務費（意見交換会実施費）

三 利用促進等事務費（前号以外）

3 前 2 項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（申請期限）

第 5 条 申請期限については、補助事業者が別に定める期限とする。

（事前相談）

第 6 条 間接補助事業者は、原則として、本補助金の申請のうち、入院施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法 13 条 3 号に規定する施設における研修、施設見学又は講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。） 備品類導入費、広報活動費及び

意見交換会実施費に係るものにあつては、事業に着手する前に補助事業者に対し、相談し、補助対象経費に該当するものであるかどうか、確認するものとする。

(研修等経費に係る積算方法)

第 7 条 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和 25 年法律第 114 号) 等の規定に準じて行うものとする。

(間接補助事業の実施期間)

第 8 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第 9 条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入所協力事業）
実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入所協力事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する「短期入所」を行う事業所（以下「障害者支援施設等」という。）であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3カ年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 短期入所協力施設

イ 短期入所協力施設として国土交通省の指定を受けていること。

ロ 第3条に規定する補助対象経費のうち、入所施設支援費の申請をしようとする場合にあっては、補助を受けようとする国の会計年度中に、自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者（以下「重度後遺障害者」という。））の短期入所を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。

二 重点支援施設

前号の要件を満たし、夜間の医療的ケアに対応可能な重点支援施設として国土交通省の指定を受けていること。

（補助対象経費）

第3条 前条第1号の短期入所協力施設に該当する者に対する本補助金の補助対象経費は、次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 入所施設支援費

イ 短期入所する重度後遺障害者の介護等に有効なものであること。

ロ 重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、新たに必要となる介護器具・用具等であること。

ハ 介護器具・用具等には送迎等に使用する福祉車両(重度後遺障害者の乗降・移動をサポートするために特別に設計・改造された自動車をいう。)も含むこととし、福祉車両購入経費の補助額は、第4条第1項第1号イまたはロの補助率によらず、1台あたり30万円とする。

ニ 間接補助事業者において、既に同類の医療器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

(1) 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したこと(本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等については、減価償却期間及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間が経過したこと。)に伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。

(2) 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。

ホ 原則として、単一取得価格(複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格)が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。ただし、リースの場合にあってはこの限りでない。

ヘ 介護器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

二 利用促進等事務費

イ 重度後遺障害者の短期入所に関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等(以下「研修等」という。)の参加及び開催に要する経費(以下「研修等経費」という。)

ロ 重度後遺障害者の短期入所に関する介護の知識・技術等の向上を図るための介護図書等の備品類の導入に係る経費(以下「備品類導入費」という。)

ハ 短期入所の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費(以下「広報活動費」という。)

ニ 短期入所前の在宅家庭訪問(在宅療養生活の実態把握)等の実施による入所計画表の作成等に係る経費(以下「短期入所プラン作成費」という。)

ホ 短期入所時又は退所時の移送サービスの実施による車賃等に係る経費(以下「移送サービス費」という。)

ヘ 重点支援施設間における意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費(以下「意見交換会実施費」という。)

2 前条第2号の重点支援施設に該当する者に対する本補助金の補助対象経費は、前項及び次に掲げる項目の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経

費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

- 一 人材雇用費 短期入所を利用する重度後遺障害者の医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)に従事している職員及び派遣労働者(医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第13条第1号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者)の雇用及び派遣受入れに係る経費(当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに間接補助事業者が負担する法定福利費(派遣労働者にあつては、派遣会社への総支払額))を申請する場合にあつては、次に掲げる要件を満たす間接補助事業者とする。

イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者数を超えた数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

短期入所(併設事業所)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。))	当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
短期入所(空床利用型事業所)	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
短期入所(単独型事業所)	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増やすごとに1を加えて得た数以上

- 二 求人情報発信費 短期入所を利用する重度後遺障害者の医療的ケアに従事する新

たな職員を雇用するための求人情報の発信に要する経費であって、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格 10 万円以上であるもの。なお、職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

（補助率及び補助上限限度額並びに交付申請の打ち切り）

第 4 条 第 2 条第 1 号の短期入院協力施設に該当する者に対する本補助金の補助率及び補助上限額については、次のとおりとする。

一 第 3 条第 1 号に規定する入所施設支援費にあつては、次に掲げる介護器具・用具等の使用状況の区分に応じて設定する補助率とし、間接補助事業者に別途通知する額を補助上限額とする。

イ 重度後遺障害者の短期入所を受け入れるために一般的に使用する介護器具・用具等であつて、次の表に掲げるもの 定額

特殊浴槽
車椅子
介護用椅子
介護用ベッド
床ずれ予防対策用具
移乗・体位交換補助用具
移動用リフト
監視カメラ装置
意思伝達装置
痰吸引装置
特殊尿器
医用テレメーター
姿勢保持訓練器具
パルスオキシメーター
各種リハビリ機器

ロ イに該当しない介護器具・用具等のうち重度後遺障害者の短期入所を受け入れるために使用するものであつて、国土交通省が認めるもの 1 / 2

二 第 3 条第 2 号に規定する利用促進等事務費にあつては、補助率を定額とし、補助上限額は当該年度の予算の範囲内とする。

2 第 2 条第 2 号の重点支援施設に該当する者に対する本補助金の補助率は定額とし、補助上限額は、第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号にあつては 1 間接補助事業者につき合計

11,000 千円を上限とし、第 3 号にあつては、当該年度の予算の範囲内とする。

- 一 入所施設支援費
- 二 利用促進等事務費（意見交換会実施費）
- 三 利用促進等事務費（前号以外）
- 四 人材雇用費
- 五 求人情報発信費

3 前 2 項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（申請期限）

第 5 条 申請期限については、補助事業者が別に定める期限とする。

（事前相談）

第 6 条 間接補助事業者は、原則として、本補助金の申請のうち、入所施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法 13 条 3 号に規定する施設における研修、施設見学又は講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費、広報活動費及び意見交換会実施費に係るものにあつては、事業に着手する前に補助事業者に対し、相談をし、補助対象経費に該当するものであるかどうか、確認するものとする。

（研修等経費に係る積算方法）

第 7 条 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて行うものとする。

（間接補助事業の実施期間）

第 8 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（支給の制限）

第 9 条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）
実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（社会復帰促進事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第12項に規定する「自立訓練」を行う事業所（以下「自立訓練事業所」という。）であって、次に掲げる要件を満たす者（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度までに、自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用していること。
- 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる自立訓練事業所であること。
- 三 利用する高次脳機能障害を有するものに対し、リハビリテーションを実施する心理職の資格を有する者、言語聴覚士、理学療法士又は作業療法士（以下「専門職」という。）が1名以上配置されていること。
- 四 自立訓練提供支援費のうちリハビリテーションを実施する従業員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす自立訓練事業所であること。
 - イ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

自立訓練（機能訓練）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
自立訓練（生活訓練）	指定障害福祉サービスの事	生活支援員

	業等基準省令	
--	--------	--

五 次条第3項に掲げる地域連携支援費の対象となる取組みを実施する者であること。

六 国土交通省及び有識者で構成された審査会で、間接補助事業者から提出された応募書類が次に掲げる要件に適合するものとなっているかを審査し、間接補助事業者として選定した事業者であること。

イ 技術能力に関する要件

(1) 高次脳機能障害を有する者に対しての社会復帰の促進に資する活動の実績又はその知見を十分に有していること

(2) 病院関係者又は他の自立訓練事業者、その他の関係者との協調及び連携を実施していること

ロ 管理体制及び処理能力に関する要件

事業実施及び会計手続を適正な実施体制を有していること

ハ 業務理解度に関する要件

(1) 具体的な業務に関する基本方針が明示されていること

(2) 高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進に資する提案であること

ニ 実施手順に関する要件

(1) 事業の実施手順が計画的であり、かつ、明確に定められていること

(2) 事業成果を達成するための計画的な日程であり、かつ、作業手順が適切であること

ホ 的確性に関する要件

(1) 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地域における生活復帰まで継続的な支援の実施が可能となる先駆的な取組となっていること

(2) 十分な実証成果を得ることが期待できること

ヘ 実現性に関する要件

(1) 事業継続の能力があり、かつ、将来的な発展性が見込まれること

(2) モデル事業として他の地域に展開できる普遍性が見込まれること

(3) 実施計画及び日程等が適切であり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること

(4) 補助対象事業を実施するための財務体力を有していること

(補助対象経費)

第3条 ネットワーク構築支援費の対象となる間接補助事業の範囲は病院とのネットワーク構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 病院とのネットワーク構築に従事している者の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

二 求人情報発信費 病院とのネットワーク構築に従事する新たな従業員を雇用するた

めの求人情報の発信に係る経費のうち、就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費に限る。）新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格 10 万円以上であるもの

三 印刷製本費 病院とのネットワーク構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

四 備品類導入費 病院とのネットワーク構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

五 旅費 病院とのネットワーク構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、病院とのネットワーク構築に資する研修、セミナー、講演会等（以下「研修等」という。）の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

六 諸謝金 病院とのネットワーク構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

七 使用料 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

八 研修等参加費 病院とのネットワーク構築に資する研修等に係る参加費

2 自立訓練提供支援費の対象となる間接補助事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者を対象とした自立訓練（以下単に「自立訓練」という。）の提供に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 自立訓練の提供に従事しており、かつ、第 2 条第 3 号に規定する専門職の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

二 求人情報発信費 自立訓練の提供に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、前項第 2 号に掲げるもの

三 印刷製本費 自立訓練の提供に係る周知・広報に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

四 備品類導入費 自立訓練の提供に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

五 旅費 自立訓練の提供に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、自立訓練に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

六 諸謝金 自立訓練の提供に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

七 使用料 自立訓練の提供に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

八 研修等参加費 自立訓練の提供に資する研修等に係る参加費

3 地域連携支援費の対象となる間接補助事業の範囲は自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用することが見込まれる他の自立訓練事業所その他の障害福祉サービス等事業所との地域連携（以下単に「地域連携」という。）の構築に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

一 人材雇用費 地域連携の構築に従事している者の雇用に係る経費（当該年度中に支給する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）

二 求人情報発信費 地域連携の構築に従事する新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に係る経費であって、第1項第2号に掲げるもの

三 印刷製本費 地域連携の構築に要するパンフレット、チラシ等の印刷製本等に要する経費

四 備品類導入費 地域連携の構築に資する知識・技術向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

五 旅費 地域連携の構築に必要な交通費及び出張等に伴う宿泊費、地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師の旅費及び宿泊費

六 諸謝金 地域連携の構築に資する研修等の開催に係る講師への謝金（講師個人に対して支払われるものに限る。）

七 使用料 地域連携の構築に資する研修等に係る会場使用料、放送機器使用料、会議費及び会議に使用する資料に係る経費

八 研修等参加費 地域連携の構築に資する研修等に係る参加費

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 前条に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、基本項目及び加算項目の合計額以内の額とし、1間接補助事業者につき単年度あたり10,000千円を上限とすること。ただし、事業開始初年度にあっては、基本項目の上限額に20%を自動加算することとし、1間接補助事業者につき単年度あたり12,000千円を上限とする。

一 基本項目 次表のとおりとすること。

分類	満額給付の場合	1 / 2 給付の場合
地域連携支援実施時間数により、どちらかを選択	地域連携支援を週30時間以上実施（複数人の合計可）	地域連携支援を週15時間以上30時間未満実施（複数人の合計可）
区分1	地域連携支援	
	上限3,000千円	上限1,500千円
区分2	地域連携支援	
	上限3,000千円	上限1,500千円
	ネットワーク構築支援	

	上限 2,000 千円	上限 1,000 千円
	合計	
	上限 5,000 千円	上限 2,500 千円
区分 3	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	自立訓練提供支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	合計	
	上限 6,000 千円	上限 3,000 千円
区分 4	地域連携支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	ネットワーク構築支援	
	上限 2,000 千円	上限 1,000 千円
	自立訓練提供支援	
	上限 3,000 千円	上限 1,500 千円
	合計	
	上限 8,000 千円	上限 4,000 千円

二 加算項目 次表のとおりとすること。

分類	計算式	上限額
ネットワーク構築支援	「病院への訪問件数」×「単価」 「単価」：1件あたり 50 千円	上限 1,000 千円
地域連携支援	「地域の事業所等への訪問件数」 ×「単価」 「単価」：1件あたり 50 千円	上限 1,000 千円
研修・勉強会等開催・参加	病院とのネットワーク構築、自立 訓練の提供及び地域連携の構築に 資する研修等	上限 500 千円

2 前号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況により、補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りをすることがある。

(旅費、諸謝金、使用料及び研修等参加費に係る積算方法)

第5条 研修への参加及び開催に係る旅費、講師に対する諸謝金、使用料及び研修等参加費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等の規定に準じて積算を行うものとする。

(間接補助事業の実施期間)

第6条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(支給の制限)

第7条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。

自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）

実施細目

（通則）

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

（本補助金の交付対象）

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業所又は同条第3項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所（以下「間接補助事業者」という。）であって次の各号に掲げる要件を満たす者を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

一 自動車事故により重度の後遺障害を負った者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第二級以上に該当する者（以下「重度後遺障害者」という。）をいう。）が補助を受けようとする国の会計年度に居宅介護又は重度訪問介護サービス（以下「訪問系介護サービス」という。）を利用している又は利用する具体的な見込みがあること。

二 事業を効率的かつ確実に実施することができる間接補助事業者であること。

2 間接補助事業者の開設に要する補助対象経費（以下「新設等支援費」という。）のうち、重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入れに係る経費（以下、「人材雇用費」という。）又は間接補助事業者の開設次年度以降に要する補助対象経費（以下「継続支援費」という。）のうち当該従業者の継続雇用に係る経費及び派遣労働者の派遣受入れに係る経費（以下「人材継続雇用費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、次の各号に掲げる要件を満たす間接補助事業者を交付対象とする。

一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数（人員配置基準）を超えた右欄に掲げる区分の従業者及び派遣労働者（以下「従業者等」という。）を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
------	---	-----

重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者
--------	--------------------	-----

二 次に掲げるいずれかの要件を満たす間接補助事業者であること。

イ 医師又は看護師若しくは准看護師を補助を受けようとする国の会計年度に置いていること。

ロ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第 13 条第 1 号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者等又はそれと同等と認められる従業者等を補助を受けようとする国の会計年度に置いていること。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 新設等支援費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、新設等支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の雇用に係る経費（開設 1 ヶ月前から当該年度の間に要する給与総支給額及び賞与並びに間接補助事業者が負担する法定福利費（派遣労働者にあつては、派遣会社への総支払額））	1 / 2（利用者のうち重度後遺障害者の実人数が 2 人以上の場合は定額）
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格 10 万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの。）	
研修等経費	重度後遺障害者への訪問系介護サービス提供に関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

2 継続支援費及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、継続支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材継続雇用費	重度後遺障害者に訪問系介護サービスを提供するための従業者の継続雇用に係る経費（当該年度の間要する給与総支給額及び賞与並びに間接補助事業者が負担する法定福利費（派遣労働者にあつては、派遣会社への総支払額）から処遇改善加算等の給付額及び間接補助事業者負担による賃金改善額を除く額）の 1 / 4 なお、間接補助事業者は処遇改善加算等を取得していること。	1 / 2（利用者のうち重度後遺障害者の実人数が 2 人以上の場合は定額）
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格 10 万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの。）	
研修等経費	重度後遺障害者への訪問系介護サービス提供に関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

3 人材雇用費及び人材継続雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 人材雇用費の対象者は当該年度中に新たに雇用した従業者の雇用に係る経費（派遣労働者にあつては、当該年度中に新たに間接雇用した派遣労働者の受入れに係る経費）とする。

二 人材継続雇用費の補助対象人数は、当該間接補助事業者が受け入れている重度後遺障害者の人数と同数を上限とする。

4 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

5 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて行うものとする。

(補助上限額及び申請の打ち切り)

第4条 補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあつては、1間接補助事業者につき、300万円を補助上限額とする。
- 二 継続支援費にあつては、1間接補助事業者につき、200万円を補助上限額とする。
- 三 前2号の規定にかかわらず、本補助金の公募及び交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は公募及び交付申請の打ち切りを行うことがある。

(間接補助事業の選定における優先順位)

第5条 第2条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で間接補助事業者を選定するものとする。

- 一 当該年度中に重度後遺障害者が初めて利用する具体的な見込みがある間接補助事業者
- 二 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、当該年度中に具体的な新たな利用の見込みがある間接補助事業者
- 三 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業(在宅療養環境整備事業)に係る補助金の交付を受けたことがない間接補助事業者
- 四 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業(在宅療養環境整備事業)に係る補助金の交付を受けたことがある間接補助事業者(この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。)

(間接補助事業の実施期間)

第6条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

(間接補助事業の成果及び効果の検証並びに報告)

第7条 間接補助事業者は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

(支給の制限)

第8条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(交通遺児育成給付金支給事業)

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、交通遺児育成給付金支給事業に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(被害者保護増進等事業費補助金交付申請書)

1. 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「交通遺児育成給付金支給事業」と記入すること。

(2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙1 年度交通遺児育成給付金支給事業計画書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。

(3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙2 年度交通遺児育成給付金支給事業経費所要額調書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙1 年度交通遺児育成給付金支給事業経費報告書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。

(2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙2 年度交通遺児育成給付金支給事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

(交付申請書)
別紙1

年度交通遺児育成給付金支給事業計画書

対象延べ遺児数	給付総額	備考
人・月	円	

	総額	備考
広報等事務費	円	

H17. 3月以前 加入遺児数	H17. 4月～H27. 3月 加入遺児数	H27. 4月以降加入遺児数		計
		既加入遺児数	新規加入予定遺児数	
人	人	人	人	人

年度交通遺児育成給付金支給事業所要額調書

【育成給付補てん金等】

区分	金額	備考
育成給付補てん金等	円	
内 訳	育成給付補てん金 (既加入遺児分)	
	育成給付補てん金 (新規加入予定遺児分)	
	給付責任準備資産 運用益不足補てん金	
	育成給付増額	

○収入額予定調書

区分	金額	内訳
補助金	円	円 育成給付補てん金 運用益不足補てん金 育成給付増額
寄付金		
その他		
計		

【広報等事務費】

区分	金額	備考
広報等事務費	円	
内 訳	広報費	
	システム管理運営費	
	育成給付金送金手数料	

○収入額予定調書

区分	金額	内訳
補助金	円	円
寄付金		
その他		
計		

(参考資料：交付申請)

【育成給付補てん金等】

A. 育成給付補てん金（既加入遺児分）

加入年月日	遺児氏名	生年月日	加入時の年齢 (歳ヵ月)	年度当初の年齢 (歳ヵ月)	負担率 (a)	給付総額 (b)	補てん金額 (c)=(b)*(a)	補助金額 (d)=(C)/2
						円	円	円
小 計								

B. 育成給付補てん金（新規加入予定遺児分）

新規加入予定遺児数 (e)	平均給付総額 (f)	負担率 (g)	補てん金額 (h)=(e)*(f)*(g)	補助金額 (i)=(h)/2
人	円		円	円

C. 給付責任準備資産運用益不足補てん金

対象遺児数	運用益不足補てん金額 (j)	補助金額 (k)=(j)/2
人	円	円

D. 育成給付増額

加入年月日	遺児氏名	生年月日	加入時の年齢 (歳ヵ月)	年度当初の年齢 (歳ヵ月)	支給月数	育成給付増額 (l)	補助金額 (m)=(l)
					ヶ月	円	円
小 計							

E. 合計

育成給付補てん金等 (c)+(h)+(j)+(l)	補助金額 (d)+(i)+(k)+(m)
円	円

(参考資料：交付申請)

【広報等事務費】

区分		金額(a)	補助金額((a)/2)
広報等事務費		円	円
内 訳	広報費		
	システム管理運営費		
	育成給付金送金手数料		

年度交通遺児育成給付金支給事業経費報告書

【育成給付補てん金等】

区分	金額	備考
育成給付補てん金等	円	
育成給付補てん金 (既加入遺児分)		
育成給付補てん金 (新規加入遺児分)		
内 給付責任準備資産 記 運用益不足補てん金		
育成給付増額		
基金援助金戻入額		

○収入額調書

区分	金額	内訳
補助金	円	円 育成給付補てん金 運用益不足補てん金 育成給付増額
寄付金		
その他		
計		

【広報等事務費】

区分	金額	備考
広報等事務費	円	
内 広報費		
記 システム管理運営費		
育成給付金送金手数料		

○収入額調書

区分	金額	内訳
補助金	円	円
寄付金		
その他		
計		

(実績報告書)
別紙2

年度交通遺児育成給付金支給事業実績報告書

対象延べ遺児数	給付総額	備考
人・月	円	

	総額	備考
広報等事務費	円	

H17. 3月以前 加入遺児数	H17. 4月～H27. 3月 加入遺児数	H27. 4月以降加入遺児数		脱退遺児数	計
		既加入遺児数	新規加入遺児数		
人	人	人	人	人	人

(参考資料：実績報告)

【育成給付補てん金等】

A. 育成給付補てん金

加入年月日	遺児氏名	生年月日	加入時の年齢 (歳ヵ月)	年度当初の年齢 (歳ヵ月)	負担率 (a)	給付総額 (b)	補てん金額 (c)=(b)*(a)	補助金額 (d)=(c)/2
						円	円	円
小 計								

B. 給付責任準備資産運用益不足補てん金

対象遺児数	運用益不足補てん金額 (e)	補助金額 (f)=(e)/2
人	円	円

C. 育成給付増額

加入年月日	遺児氏名	生年月日	加入時の年齢 (歳ヵ月)	年度当初の年齢 (歳ヵ月)	支給月数	育成給付増額 (g)	補助金額 (h)=(g)
					ヶ月	円	円
小 計							

D. 基金援助金戻入額

脱退年月日	遺児氏名	加入時の年齢 (歳ヵ月)	脱退時の年齢 (歳ヵ月)	基金援助金戻入額 (i)	補助金額 (j)=(i)/2
				円	円
小 計					

E. 合計

育成給付補てん金等 (c)+(e)+(g)-(i)	補助金額 (d)+(f)+(h)-(j)
円	円

(参考資料：実績報告)

【広報等事務費】

区分		金額(a)	補助金額((a)/2)
広報等事務費		円	円
内訳	広報費		
	システム管理運営費		
	育成給付金送金手数料		

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(介護料支給業務)

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、介護料支給業務に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(被害者保護増進等事業費補助金交付申請書)

1. 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「介護料支給業務」と記入すること。
- (2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「自動車事故により重度の後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一に規定される後遺障害に相当する後遺障害）を受けた者に対する介護に要する費用の支給」と記入すること。
- (3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度介護料支給費所要額調書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。
- (4) 「添付書類（4）その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、介護料支給費の算出の根拠となる書類を添付すること。

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙1 年度介護料支給実績報告書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。
- (2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙2 年度介護料支給実績内訳書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

(交付申請書)
別紙

年度介護料支給費所要額調書

介護料支給費所要額 円

支給種別	計画人員	1人当たり支給月額	介護料所要額
特Ⅰ種			
Ⅰ種			
Ⅱ種			
小計			
短期入院			
合計			

※短期入院の「計画人員」欄は、計画人日を記入すること

年度 介護料支給実績報告書

支給期	支給種別	支給人員	介護料支給額	支給期	支給種別	支給人員	介護料支給額
6月期	特Ⅰ種			12月期	特Ⅰ種		
	Ⅰ種				Ⅰ種		
	Ⅱ種				Ⅱ種		
	小計				小計		
	短期入院 合計				短期入院 合計		
9月期	特Ⅰ種			3月期	特Ⅰ種		
	Ⅰ種				Ⅰ種		
	Ⅱ種				Ⅱ種		
	小計				小計		
	短期入院 合計				短期入院 合計		
				年度計	特Ⅰ種		
					Ⅰ種		
					Ⅱ種		
					小計		
					短期入院 合計		

年度介護料支給実績内訳書

受給者氏名	認定番号	介護料種別	介護料支給額	短期入院支給額	支給額計
特Ⅰ種 小計					
Ⅰ種 小計					
Ⅱ種 小計					
合 計					

※「支給額」欄は年額(6月期から3月期)を記入すること

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(回収不能債権の補填業務)

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、回収不能債権の補填業務に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(被害者保護増進等事業費補助金交付申請書)

1. 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「回収不能債権の補填業務」と記入すること。
 - (2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「自動車事故により遺児になった者等に対して行う貸付事業に係る債権（自動車事故対策センターが行った貸付に係る債権を除く。）のうち、独立行政法人自動車事故対策機構が適切な債権管理に関する適切な規程を定め、その規程に基づく適切な債権管理を行ったにもかかわらず回収不能となり償却した債権（債務者の死亡等の事由により債務免除を行った債権を除く。）が発生した場合の当該償却債権に対する補填業務」と記入すること。
 - (3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度回収不能債権補填金所要額調書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項等は、次のとおりとする。
 - (1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度回収不能債権補填金実績報告書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。
 - (2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度回収不能債権補填金実績報告書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。
 - (3) 「その他参考となる事項」として、次の書類を添付すること。
 - ① 独立行政法人自動車事故対策機構が定めた適切な債権管理に関する適切な規程（規程を定めたとき及び変更したときのみ）
 - ② 独立行政法人自動車事故対策機構が定めた債権管理に関する規程に基づく適切な債権管理が行われたことが確認できる書類

(交付申請書)

別 紙

年度回収不能債権補填金所要額調書

回収不能債権補填金所要額

円

償却年月日	償却債権額		うち補填所要債権額	
	償却件数	償却額	補填件数	補填額
合 計				

被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領

(相談支援実施料支給業務)

この要領は、被害者保護増進等事業費補助金のうち、相談支援実施料支給業務に係る補助金の交付に関して、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(被害者保護増進等事業費補助金交付申請書)

1. 被害者保護増進等事業費補助金交付申請書の記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「相談支援実施料支給業務」と記入すること。
- (2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「自動車事故被害者やその家族又は遺族を対象とした、相談支援業務を行う自動車事故被害者・遺族団体に対して支給する相談実施料の支給」と記入すること。
- (3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度相談支援実施料支給費所要額調書のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記入して添付すること。
- (4) 「添付書類(4) その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、相談支援実施料支給費の算出の根拠となる書類を添付すること。

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙1 年度相談支援実施料支給実績報告書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。
- (2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙2 年度相談支援実施料支給実績内訳書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

(交付申請書)
別 紙

年度相談支援実施料支給費所要額調書

相談支援実施料支給費所要額

円

主管名	団体数	1団体当たり支給年額	事業費所要額
札幌			
仙台			
新潟			
東京			
名古屋			
大阪			
広島			
高松			
福岡			
合計			

年度 相談支援実施料支給実績報告書

支給期	団体種別	支給団体数	相談支援実施料支給額	支給期	団体種別	支給団体数	相談支援実施料支給額
6月期	脳 損			12月期	脳 損		
	脊 損				脊 損		
	高次脳				高次脳		
	遺 族				遺 族		
	合計				合計		
9月期	脳 損			3月期	脳 損		
	脊 損				脊 損		
	高次脳				高次脳		
	遺 族				遺 族		
	合計				合計		
				年度計	脳 損		
					脊 損		
					高次脳		
					遺 族		
					合計		

